

新型コロナウイルス感染症の本市の対応状況について (建築都市局関連)

1 市民への情報提供

(1) 門司麦酒煉瓦館イベントの中止及び延期についての市民への情報提供

- 市ホームページや指定管理者のホームページ、フェイスブック、インスタグラムで周知

(2) 市営住宅・市住宅供給公社住宅の入居者への注意喚起

- 市営住宅・市住宅供給公社住宅の入居者に対して、ポスターの掲示等により、手洗いや咳エチケットの徹底、ドアノブの消毒などの注意喚起等を実施

(3) 住まいに関する情報提供

- 新型コロナウイルス感染症の影響により住まいに困窮する方に対して、区役所の窓口等で市営住宅をはじめとした公的賃貸住宅等の情報を提供

2 事業者への支援・要請等

(1) 市内の交通事業者への要請

- 「新型コロナウイルスの感染予防対策について（3月2日付）」を報道発表し、市内の交通事業者（JR九州・西鉄バス・市営バス・筑豊電気鉄道・北九州モノレール・北九州タクシー協会）に感染予防対策を要請・・・別紙1

(2) 市関連の交通関係事業者（北九州モノレール、北九州都市高速道路）の対策

国交省からの通知等を受けて、下記の対策を実施

- ア 感染予防対策として、
 - 職員には、マスク着用や手洗いの励行
 - 北九州モノレールの利用者には、感染症対策への協力（ポスターの掲示、車内や駅構内での放送）
 - 北九州モノレールの駅などの施設では、券売機等の設備の消毒
 - 北九州都市高速道路料金収受員に、マスク着用とアルコール消毒を義務付け
- イ 感染症対策の実施体制として、感染症対策本部を設置（令和2年2月）

(3) 市営駐車場の指定管理事業者への指示（令和2年2月18日）

- 不特定の方と接する業務の職員へのマスク着用及びアルコール消毒を義務付けて、勝山公園地下・室町・天神島・黒崎西の指定管理事業者へ指示

(4) 門司麦酒煉瓦館の指定管理事業者への指示及び要請

<令和2年2月19日～>

- ・館内入口及び受付窓口にアルコール消毒液を設置し、感染症予防チラシを掲示
- ・受付窓口等の従事者に、手洗いの励行やマスク着用を徹底するよう指示
- ・イベント主催者（市民ギャラリー）に対して、手洗いの励行やマスク着用について、十分配慮するよう要請
- ・職員に風邪の症状や疑い患者が発生した場合は、市の取扱いに準じて対応するよう指示

<令和2年3月3日～>

- ・同館のうち展示施設部分の休館を実施

<令和2年3月6日～>

- ・当面の間、すべての施設の臨時休館を実施

(5) サービス付き高齢者向け住宅等の事業者等への周知

- ・サービス付き高齢者向け住宅、特定優良賃貸住宅、高齢者向け優良賃貸住宅の事業者等へ感染症予防対策等を周知

3 市営住宅及び市住宅供給公社住宅

- ・市営住宅・市住宅供給公社住宅の入居者へポスターの掲示等により感染症予防対策等を周知（再掲）
- ・市営住宅のふれあい巡回員の訪問による安否確認等を電話で対応（3月3日～）
- ・「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が著しく減少した方への市営住宅等家賃の減免・徵収猶予及び市営住宅等の提供について（3月23日付）」を報道発表し、負担軽減措置などについて周知・・・別紙2

4 市民等対応の窓口やイベント等の対応

(1) 市民等対応の窓口での対策（本庁舎13・14F、折尾総合整備事務所内）

- ・窓口に消毒液を配置
- ・従事する職員は、可能な限りマスクを着用、手洗いの励行
- ・窓口に感染対策啓発チラシを掲示

(2) イベントや説明会等への対応

市のイベント開催等に関する基本方針のとおり、当面の間、延期又は中止する
<主なもの>

・「市街化区域から市街化調整区域への見直し説明会（八幡東区）」を延期

　日程：3月16日・18日・23日・29日

　場所：レインボープラザ

北九建都計交第 592 号
令和 2 年 3 月 2 日

北九州市内交通事業者様

北九州市
建築都市局長 橋口 基

新型コロナウイルスの感染予防対策について（お願い）

新型コロナウイルスについて、令和 2 年 3 月 1 日に、本市において 1 例目となる、小倉南区に勤務のタクシー運転手の感染が確認されました。

新型コロナウイルス感染症については、各交通事業者におかれまして、既に様々な対策を実施されているところだと思いますが、今後も、更なる感染拡大の防止に努めていただきますようお願い致します。

対策にあたっては、乗務員への感染予防及び公共交通利用者への感染予防のため、乗務員に対して、マスクの着用やアルコール消毒、手洗いの励行、さらには体温管理や発熱時の勤務停止の徹底とともに、車両の清潔化などにも取り組んでいただきますようお願い致します。

その他にも、公共交通の安定的な運行のため、可能な限りの感染予防対策を講じていただきますよう、よろしくお願い致します。

令和2年3月23日
建築都市局

報道機関各位

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が著しく減少した方への 市営住宅等家賃の減免・徴収猶予及び市営住宅等の提供について

市営住宅等に入居中の方で、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が著しく減少し、支払いが困難となった方に対して、家賃の減免や徴収猶予等の負担軽減措置を行います。

また、解雇や離職等により、住居を失った方に市営住宅等を提供します。

1 家賃の減免・徴収猶予について

(1) 対象者

市営住宅に入居中の方で、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が著しく減少した方

(2) 減免額・猶予期間

- ・ 減免額—家賃の 1/4 ~ 3/4
- ・ 猶予期間—入居者の状況に応じて決定

(3) 申込先

各区役所の市営住宅・市公社住宅相談コーナー

(4) その他

住宅供給公社の賃貸住宅についても、相談に応じて個別に対応

2 住宅の提供について

(1) 対象者

市内在住又は在勤の方で、新型コロナウイルス感染症の影響による業績不振を理由に解雇され、社員寮等を退去した方

(2) 市営住宅

- ・ 提供戸数—10戸 　・ 入居期間—1年間（さらに1年間の更新あり）
- ・ 家賃—当該住宅の最低家賃（10,000円～25,000円程度）

(3) 公社住宅

- ・ 提供戸数—10戸 　・ 入居期間—1年間
- ・ 家賃—通常の半額（13,000円～19,000円程度）

(4) 申込先

各区役所の市営住宅・市公社住宅相談コーナー

*受付開始：いずれも令和2年3月24日（火）から

*実施に当たっては、市HP及び公社HP等により周知を図る。

【問い合わせ先】

市営住宅に関すること：建築都市局住宅管理課 百武、森 （582-2556）

公社住宅に関すること：建築都市局住宅計画課 上田、山内 （582-2592）